

遠野市特定不妊治療費等助成について

令和2年度版

遠野市では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療を受けたご夫婦に対し次のとおり費用の一部を助成します。



遠野市特定不妊治療費等助成		
助成の条件	助成金交付の対象者は、遠野市内に住居し、かつ、住民基本台帳に記載されている方で、次の要件のいずれかに該当する方になります。	
	①岩手県特定不妊治療費助成金の交付の決定を受けている方 ②岩手県男性不妊治療費助成金の交付の決定を受けている方 ★岩手県の助成の要件については、 中部保健所 花巻市花城町1-41 (Tel. 0198-22-2331) にお問い合わせください。	
助成金額	特定不妊治療	男性不妊治療
	体外受精・顕微授精	特定不妊治療に至る一環として行われる保険外診療の男性不妊治療
	実際に支払った治療費から、岩手県助成金を控除した額のうち、20万円を限度に助成します。 ※令和2年4月から変更となりました	実際に支払った男性不妊治療費から、岩手県助成金を控除した額のうち、5万円を限度に助成します。
	1,000円未満は切捨てとします。	

【申請手続きについて】

申請窓口	子育て応援部 母子安心課 (遠野健康福祉の里)
申請期限	岩手県特定不妊治療費助成金又は岩手県男性不妊治療費助成金の交付の決定の通知があった翌日から起算して60日以内に申請してください。
必要書類	①遠野市特定不妊治療費等助成金交付申請書・・・※1遠野健康福祉の里にあります。 ②住所及び法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(住民票等)又はその写し ③夫及び妻の所得額を証明する書類(課税(所得)証明書)又はその写し ④県助成金交付決定通知書及び不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書の写し ⑤医療機関等が発行した不妊治療に要した費用に係る領収書

問い合わせ先 遠野市 子育て応援部 母子安心課 (遠野健康福祉の里) TEL 0198-62-1108